

最後に

本委員会が再現検証等の調査を進め、報告書の作成ができたのは、浅田さんご夫妻及び支援者、教育委員会、養徳小学校の関係職員、養徳小学校の児童及び保護者、本件事故に関わる医療関係者、羽菜ちゃんに関わる関係者・関係機関、再現検証の参加児童及び保護者等のご協力によるものである。それぞれの関係者は、羽菜ちゃんへの哀悼の思いと水泳事故の再発防止への思いを持っておられた。特に、聴き取りに協力してくれた児童の一所懸命に思い出そうとする姿は、本委員会にとって事実解明を尽くすことへのより一層の励みとなった。協力いただいた皆様に対し深く感謝申し上げたい。

本委員会に先行して民事訴訟が提訴され、本委員会の調査中に判決が出された。本委員会は、民事訴訟で出された書証、浅田さん夫妻の本人尋問調書は資料として提出を受けたが、それ以外は民事訴訟とは関係はなく、調査を行った。本委員会の報告書と民事訴訟の判決とは結論を異にするが、民事訴訟は当事者主義のもと、プールでの検証も行われず、医学的資料も書証として提出されず、教員及び児童を含む関係者の証人尋問も行われていないと聞いている。本委員会は、現場であるプールでの再現検証を行い本件事故に関する客観的資料を収集し、医学的資料や羽菜ちゃんの成長に関する資料も可能な限り収集し、関係者・関係機関の聴き取りを可能な限り行っており、民事訴訟とは事実認定の基礎が異なっているため、結論が異なったものと考える。

本委員会は、浅田さん夫妻及び支援者が設置を求め、教育委員会との話し合いのもと設置が決まり、委員の選考も浅田さん夫妻及び教育委員会双方の合意のもとでなされた。このような経緯で設置されたとしても、本委員会は、第三者調査委員会として、誰からも独立して、中立性、公正性に調査、審議、意見を述べる必要があると考えたが、この点に関して浅田さん夫妻との間に意見の違いがあり、浅田さん夫妻からのご要望に応えることでできなかったところが少なからずあり、浅田さん

夫妻には精神的負担をおかけした。まず、浅田さん夫妻からは、調査方法に関して、本件事故当日に参加していた児童全員に対する聴き取りを早期に行うことについて、強い要望が再三あった。しかし、本委員会は、事実の解明のために「調査の経過」で述べた調査方針・調査方法を選択し、本件事故当日に参加していた児童に対する聴き取りは後半に実施した。また、浅田さん夫妻からは、中間報告を求められたが、本委員会は、「調査の経過」については報告をしたが、調査の内容にわたることに関しては報告をしていない。さらに、平成26年5月25日実施した浅田さん夫妻からの最後の意見聴取のあと、浅田さん夫妻から、報告書提出以前に、浅田さん夫妻及び教育委員会の両当事者に対し、報告書案の基本的事実関係について開示すること、調査の経緯と報告書案の概要について説明をすること、及び、開示・説明した報告書案について両当事者からの意見聴取をすることを求める要望があった。本委員会は、浅田さん夫妻から聴取及び提出していただいた内容のうち報告書案にまとめる内容に関しては、事実関係の確認依頼を浅田さん夫妻に対し行ったが、それ以外の報告書案の内容（関係者・関係機関等からの聴取内容及びその他当委員会の調査により収集した内容）に関しては、整理、評価、認定は、当委員会の職責においてするものであり、報告書案の事前開示、説明、意見聴取は、本委員会の独立性、中立性、公正性を損ねる重大な問題であり、できないと回答した。以上のように、本委員会と浅田さん夫妻との間には意見の違いがあったが、第三者調査委員会の独立性、中立性、公平性については、委員会の本質、根幹に関わる場所なので、今後、広く議論をしていただき、コンセンサスを築いていただきたいと考える。

最後に、養徳小学校に日を決めて待機する等して、保護者等からの様々な質問やご相談に対応いただく調査員に就任いただいた住友剛京都精華大学教授には、相談窓口として多くの時間を充てて頂き、保護者等からの意見の収集に大きく貢献していただいた。また、事務局である京都市教育委員会総務課の方々には、本委員会に対し忠実にその役割を務めていただいた。検証にしても、資料の収集にしても、聴き取りにしても、その事務作業を迅速に正確に行って頂き、本委員会の活動は、土

日祝日，夜間にわたることが多かったが献身的にサポートしていただいた。深く感謝申し上げたい。

本委員会はこの報告書が，今後の学校での水泳関係諸活動において，安全で実効的な指導及び事故防止に生かされることを願うものである。